

処 分 基 準

基準の名称	徳島県立美馬野外交流の郷の設置及び管理に関する条例	
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要
徳島県立美馬野外交流の郷の設置及び管理に関する条例	8 - 1	利用料金の徴収
基 準 の 内 容		
<p>○徳島県立美馬野外交流の郷の設置及び管理に関する条例</p> <p style="text-align: right;">〔 平成十年三月二十七日 〕 〔 徳島県条例第二号 〕</p> <p>(利用料金) 第八条 別表に掲げる施設等を利用する者は、当該施設等の利用に係る料金を指定管理者に支払わなければならない。</p>		